

愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、近年環境問題が都市計画決定に当たっての重要な判断要素であることにかんがみ、環境影響評価に関する事項を調査審議させるための環境影響評価調査専門部会（以下「専門部会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、愛知県都市計画審議会（以下「審議会」という。）が付託した都市計画に係る環境影響評価に関する事項を調査審議するものとする。

(設 置)

第3条 専門部会は、審議会の議決により設置する。

(組 織)

第4条 専門部会は、審議会議長が指名する委員、臨時委員及び専門委員若干人をもって組織する。

(部会長)

第5条 専門部会に、部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、審議会議長が指名する。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 専門部会の会議においては、部会長が議長となる。

3 専門部会の調査審議が終了したときは、部会長が、その結果を審議会に報告するものとする。

(会議の開催)

第7条 専門部会の会議は、会場を設けて開催するものとする。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、原則として会場に参集して会議に出席するものとする。ただし、やむを得ない事情により会議を招集する場所に参集することが困難な場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を招集する場所以外の場所から会議に参加（オンライン出席）することができる。

3 前条第1項の規定に関わらず、疫病・災害等により招集による開催が困難なとき、調査審議に直接影響しない事項について報告・説明するとき、その他部会長が認めたときは、書面によって開催できるものとする。ただし、事前確認により委員から招集による開催を求める意見があったときは、書面による開催は行わないものとする。

4 書面による開催は、回答期日を指定し書面で委員の意見を聞くものとする。

(会議の公開等)

第8条 専門部会の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 調査審議する内容に、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報に該当する情報が含まれている場合

(2) 専門部会が非公開とする旨を議決した場合

(3) 書面による開催を行なった場合。ただし、書面による開催の内容は、公表することとする。

2 専門部会の傍聴方法等については愛知県都市計画審議会傍聴要領（平成13年4月27日施行）に規定するところに準じて行う。ただし、書面による開催を行なった場合はこの限りでない。

（解 散）

第9条 専門部会は、その調査審議に係る都市計画の案が、審議会で議決された後、解散するものとする。

（雑 則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が、専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和57年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月17日から施行する。